

安芸郡熊野町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第十号

安芸郡熊野町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

安芸郡熊野町の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年広島県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表		別表	
機関	職	機関	職
(略)	(略)	(略)	(略)
熊野中央 防災交流 センター	(略)	熊野団地 防災セン ター	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
熊野西防 災交流セ ンター	センター長	老人福祉 センター	所長
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	中央地域 健康セン ター	所長
(略)	(略)	(略)	(略)
図書館	(略)	図書館	館長
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	くまの・ みらい交 流館	館長

附則

この人事委員会規則は、令和四年四月一日から施行する。